

平成15年10月30日

知的財産戦略本部 御中

社団法人日本芸能実演家団体協議会  
実演家著作隣接権センター

## コンテンツビジネス振興についての意見書

演劇、音楽、舞踊、演芸、映画などの芸能67団体で構成する本法人は、コンテンツ創造活性化と円滑な利用の仕組みをつくり、コンテンツを産業の発展、国際的発信、国民生活の向上の柱にすえ、文化芸術振興基本法の理念に基づき、わが国の文化戦略として積極的に推進するべきであると考えています。その底流には、コンテンツ製作に創造的に参与するクリエイターの人材育成、適正な処遇、安全な活動環境整備など、この分野に優秀な人材が集まる流れをつくる「人材」に配慮した戦略的な対応が必要であると考えます。その優先課題は「基本的なルールの形成」「人材の育成」「活動環境の整備」です。

<基本的なルールの形成>

1. コンテンツビジネスの振興は、我が国の文化、経済それに産業の更なる発展に大きく寄与し、歓迎すべきことであります。そのため、公正かつ柔軟な法的枠組みと健全な発展のメカニズムを作り上げることは、コンテンツビジネスに関わる全ての当事者にとって喫緊の課題です。
2. 創造的なコンテンツの創作活動をなくして、コンテンツビジネスの振興を語ることは出来ません。実演家は、著作者らと共に制作現場ではクリエイターとして常に重要な役割を担っています。ちょうど製作者がそのビジネスへの投資から見返りを貰うのと同じように、実演家と著作者らクリエイターも、その芸術的及び創作的活動を続けるためには、その創作物の最初の利用及びその後の利用について衡平なる報酬又は利益還元を受けることができるようにしなければなりません。そのような報酬の支払い及び利益還元を保障する法的枠組みの構築は、コンテンツビジネスの振興には必要不可欠であります。
3. 制作現場において、少なくとも実演家らクリエイターと製作者又は利用者との間では、コンテンツの制作と利用並びに報酬支払いと利益還元等に関する基本ルールを早急に形成すべきです。この場合、アメリカの映画制作現場で現に適用されている実演家と製作者の間の団体協約内容が一つの参考例となります。このような基本ルールがあれば、現場では公平な立場で、製作者側の事情を反映しつつ、弱い立場の実演家でもサインしやすい契約書又はアレンジしやすいモデル契約書をはじめて作ることができます。

#### <人材の育成・子どもから専門教育まで>

4. 現在、義務教育の時期に音楽と美術については学科として存在しますが、演劇、舞踊などの言語・身体表現はもちろん、これだけ生活の中に溢れている映像についての教育機会は何ら存在しません。子どもの成長段階に応じた芸術・メディアリテラシーといった能力開発が必要だと考えます。

この上に専門家養成の選択肢が準備されることが理想です。特に分野によっては幼少期からの専門家養成が必要ですが十分ではありません。その中で専門家養成上で重要な道となっているのが「子役」であり、その活動を制約する規制を緩和することは重要な課題です。

5. 音楽や美術教師と専門家養成の必要性から全国に音楽や美術にかかわる国公立の大学、学部等が設置されています。優れた芸術創造と指導者養成を促進するために映画、演劇、舞踊についても創造現場との密接な連携が組み込まれた従来にはない国公立の大学院、学部、学科設置のための支援等、促進策が求められます。
6. 映画、音楽、舞台芸術の創造、技術、マネジメント（法務・財務など）に関わる芸術家、実演家、技術者、実務者など専門家を対象に、社会経済環境変化、技術革新などに対応して、その専門性を深め、幅を広げるキャリア・アップのための現職者研修を充実する必要があります。文化庁インターンシップ等の見直し、芸術団体等が担うべき再研修計画・実施への支援などの拡充が必要と考えます。このような機能の中心となる芸術の研究、教育、研修にかかわる総合研究教育機構の創設が望まれます。

#### <実演家等の活動環境の整備と地位確立を>

7. 実演家、スタッフなどコンテンツの製作現場で事故が後を絶ちません。労働基準法等で明確に労働者と規定されるものは災害補償の対象となります。この対象とならない場合が発生しており、芸術家等の活動特性に相応しい社会保障体制の確立が急務です。文化芸術振興基本法に基づく「基本方針」で「安全で安心して活動に取り組める環境整備」を謳い、ユネスコは「芸術家の地位に関する勧告」（1980年）で芸術家等の社会保障、労働条件、課税条件を改善することを提唱しています。フリーの実演家、舞台・映像スタッフ等を「独立の芸術家」と位置づけ、その活動特性に見合った事故災害補償を中心とする制度の創設をコンテンツ産業が共に作り上げる必要があります。
8. 実演家の肖像を経済的利益をわらい不正に利用する行為、実演家個人の名誉を侵害するような改竄行為などがインターネット、宣伝、出版等で頻発しています。芸能関係団体が連携して肖像権思想の普及・啓蒙活動を続けていますが、悪質な肖像権の侵害事例は増加する一方です。これらに対し、コンテンツ産業の公正な発展のためには実演家の肖像権を法律で明確に確立し、取締を実効あるものとする必要があります。